

意見書

平成 25 年 2 月 27 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 650-0027

(ふりがな) こうべしちゅうおうくなかまちどおり

住所 兵庫県神戸市中央区中町通 2 丁目
3 番 2 号 神戸駅前ツインビル 7 階
(関西ブロードバンド株式会社 内)

(ふりがな) でいいえすえるじぎょうしゃきょうぎかい

氏名 DSL 事業者協議会

「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果（平成 24 年度）（案）に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。
以下のとおり弊社共協議会の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、
お願い申し上げます。

意見提出者 DSL事業者協議会

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1) ブロードバンド普及状況に関する検証 ウ ブロードバンド利用環境に関する検証(利用者料金、接続料と利用者料金との関係)	<ul style="list-style-type: none"> • スタックテストにおいては、平成24年7月27日「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」の改正において、総務省殿の考え方「NTT東西の設備構成を想起させる情報など経営情報に該当する情報を非公開としているところである。」が示されています。 • しかし、シェアドアクセス方式を利用したサービスについては、1芯あたりの利用芯線数により、その検証結果が異なるケースが想定されます。よって、総務省殿が実施するスタックテストについては、総務省殿が検証に利用した数値の算出方法や検証の考え方(妥当とする分岐あたりのユーザ数、対象とする設備範囲(例:OSU~ONU等)を公開し、その基準が適当かどうかを検証できるようにすべきです。 • なお、現在のフレッツ光の戸建ての料金は、NTT東日本殿(2年目:実質3,570円)・NTT西日本殿(8年目:3790.5円)で提供をされています。一方で、事業者がFTTHサービスを提供するため、NTT殿の設備をOSUから屋内配線までを借りた場合は、H25年度の接続料申請値でNTT東西各5,000円程度が必要となります。この費用にその他の必要費用を上乗せすると、NTT東西殿とは到底勝負が出来ない状況となります。 • また、NTT東西殿は販売施策として各種キャンペーンを実施しています。例えば、基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くというものです。それらには、キャンペーン名を変えることで実質的には定常割引サービスと考えられるものも存在し、利用者からすると、キャンペーンを加味したものが利用者料金(基本料)であるといえ

		<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • よって、接続料と利用者料金との関係からは、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて競争評価レビュー制度で評価を行うべきです。 • 総務省殿におかれましては、公正競争の観点から実勢利用者料金を把握したうえで、その利用者料金についてはスタックテストの結果として公開頂きたいと考えます。
	<p>(2) 関係主体の取組に関する検証 イ 公正競争環境の整備に関する取組 (ウ) 平成23年度以降の加入光ファイバ接続料の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> • エントリーメニューについては、「十分な光配線区画の拡大策が講じられるまでの間について、多様な事業者、とりわけ F T T H サービス市場への参入のハードルが高いと想定される規模の比較的小さい事業者に「参入の弾力化」という効果をもたらす競争促進策を補完的に講じることが適当」との考えにより導入されたと理解していますが、我々地域のDSL事業者が利用し、ドライカップ接続料と同水準とするためにはNTT東日本エリア2.8、NTT西日本エリア2.7との大手事業者のみ達成可能な数字であることには変わりありません。 • また、利用しないメニューの多額の改修費用負担を強いられることも残念ではありません。 • 更に、情報通信行政・郵政行政審議会 接続委員会にて「スケールメリットを活かせる体力のある大手事業者が、エントリーメニューを活用して非競争地域に参入してくることが容易に想定できるため、むしろ当該地域で少数の大手事業者の寡占を許すような方策」の可能性について警告をまいりました。 • よって総務省殿は、エントリーメニューの利用実数を検証・評価することに加え、大手事業者が当該メニューを活用し非競争地域に参入したかどうか合わせて検証すべきです。
<p>2 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証</p>	<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証 エ その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 現在、配線区画の拡大トライアルが進められていますが、利用開始時期が平成26年度以降であること、拡大版の配線区画における分岐端末接続料が高額になることおよびその配線区画の提供に係るシステム開発費が拡大版の配線区画の利用事業者負担となること等、事業展開判断を行うための材料としては不十分な状態であり、事業者は適切な判断を行うことが出来ません。

		<ul style="list-style-type: none"> • なお、現時点での当協議会の認識による比較は別表「配線区画比較」のとおり • そのような状況において当協議会は、分岐端末回線の有効活用を目的とし、NTT東西殿に新たな加入光ファイバの接続方式を提案しています。総務省殿におかれましては、配線区画の拡大施策の他に、事業者が要望しているもしくはNTT東西殿と協議を行っている方法等について、真にブロードバンド普及促進に推進するものは何なのか審議会と比較検討を実施することを求めます。
	<p>(6) 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「NTT東西殿によれば、～販売代理店に対して厳格な対応を実施しているとしている」、「総務省殿においても、～NTT東西殿において販売代理店に対して営業に関する研修・指導を実施していること等について確認した。」とありますが、実際に事例が確認されたため意見をしております。 • 現状においても東日本の会員エリアにおいて情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電話網移行円滑化委員会資料を用いて、「電話がなくなるため、切り替える必要がある」と営業活動を行っているとの事例が発生しています。当該事例に関しては、NTT東日本殿に改善要望の連絡を入れたものの明確な改善対策回答を頂いておりません。 • このような状況が続く以上、総務省殿においては、対策実施の確認だけではなく、NTT東西殿全代理店中、どの程度の不正事例があったのか、また、契約解除を行なわれた事例はあるのか、ある場合には年何件程度あるのか等をNTT東西殿に申告させ、その多寡に係わらずその内容を検証すべきです。

別表 配線区画比較

	主端末回線 収容率	分岐端末回線	システム改修 費	屋内配線転用	ビジネス計画
既存配線区画	低	約 300 円	なし	可	策定可
拡大配線区画	2 倍	約 3 倍 ※トライアル時 約 900 円	多額必要	不可の場合 あり	策定不可

以上